

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく障害児福祉手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市長（以下「処分庁」という。）が、令和 4 年 8 月 1 日付けの障害児福祉手当認定請求却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った障害児福祉手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

請求人の病状に改善がない中、認定が却下されたので、再度、確認していただき、認定していただきたい。

医師と現状を再度確認してもらい、診断書の内容は追記修正されている。てんかんは十分な治療にかかわらず、てんかん性発作を極めてひんばんに繰り返すものに該当すると思う。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年6月27日	諮問
令和5年8月22日	審議（第81回第3部会）
令和5年10月12日	審議（第82回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 認定・受給資格

手当は、法17条が定める支給要件に該当する場合において、法2条2項の規定に該当する者（以下「重度障害児」という。）が、法19条の規定に基づき、市長に対し、当該重度障害児が法2条2項に規定する状態にあることに関する医師の診断書（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（以下「省令」という。）2条2号）を添付して申請し、受給資格について当該市長の認定を受けた上で支給されるものである。

(2) 認定の方法（認定要領・認定基準）

ア 重度障害児とは、20歳未満であって、法2条5項に規定する障害等級（以下、単に「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態にある者（法2条1項。以下「障害児」という。）のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいうとされている（法2条2項）。

これを受けて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「法施行令」という。）1条1項は、法2条2項に規定する「政令で定める程度の重度の障害の状態」は、別表第1（別紙2）に定めるとおりとしている。そして、別表第1について、障害の各種別における障害程度の認定事務を実際に行うに当たってよるべき基準として、「障害児福祉手当及び特別障害者

手当の障害程度認定基準について」(昭和60年12月28日付社更第162号厚生省社会局長通知)別紙「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められている。

イ 認定基準第二・6は、精神の障害で法施行令別表第1に該当する障害の程度について定めており、同・(1)・オは、法施行令別表第1に該当すると思われる症状等は、てんかんによるものにあつては、十分な治療にかかわらず、てんかん性発作を極めてひんぱんに繰り返すものとしている。なお、てんかん発作については、抗てんかん薬の服用や、外科的治療によって抑制される場合にあつては、原則として認定の対象としないとしている。

同・(2)は、精神の障害の程度については、日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上のものとしている。

ウ 省令2条は、法19条の規定による手当の受給資格についての認定の請求は、障害児福祉手当認定請求書に、受給資格者が法2条2項に規定する者であることに関する医師の診断書を添えて、手当の支給機関に提出しなければならないと規定している。そして、認定基準によれば、障害程度の認定は、原則として、障害児福祉手当認定診断書によって行うこととしている(認定基準第一・3)。

したがって、処分庁は本件診断書の記載内容全般を基に判断を行うべきものと解される。

2 本件処分についての検討

本件診断書の記載内容に基づき、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

請求人の手当が認定されるためには、請求人が重度障害児であることが必要であり、重度障害児であるための要件は、障害児であつて、そのうち、①政令で定める程度の重度の障害の状態(別紙2・9)にあるため、②日常生活において常時の介護を必要とする者であることである。まず、②の要件についてみる。

要件②については、認定基準において、「日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上のものとする」とされている（上記1・(2)・イ）。

本件診断書によれば、請求人は現症として知的障害、てんかん発作、興奮及び多動を有することが認められるが（別紙1・⑪、⑬及び⑮）、日常生活能力は、食事、洗面、排泄、衣服及び入浴において「自立」しており、危険物の認知も「大体わか」り、睡眠も「問題ない」ことが認められる（同・⑰）。そして、要注意度は、「随時一応の注意を必要とする」程度である（同・⑱）。

そうすると、請求人は、認定基準にいう「日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上のもの」に該当する者とはいえないから、上記要件②を充足するものではない。

要件①を充足するか否かにかかわらず、要件②を充足しない以上、請求人が重度障害児の状態にあるとはいえないから、本件処分をした処分庁の判断に違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、診断書の内容は医師に再度確認してもらい追記修正されている旨、請求人のてんかんは十分な治療にもかかわらず発作を極めてひんぱんに繰り返すものに該当する旨主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、本件処分は本件診断書に基づきなされるべきものであり、本件診断書以降に作成された診断書において何らかの追記・修正がなされたとしても、その追記・修正の内容をもって本件処分の違法性又は不当性を判断することはできない。また、請求人が重度障害児の要件である「政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者」に該当するとはいえないことは、上記2のとおりである。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法

令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙1 及び別紙2 (略)